

川西市狭あい道路整備促進計画

令和2年12月

川西市

1. 狭あい道路の現状

川西市は、昭和30年7月16日に市全体が都市計画区域に指定され、特定行政庁によって建築基準法第42条第2項に規定された道路の指定、いわゆる2項道路の指定が行われています。

市道総延長507.5kmのうち、2項道路として指定された推定延長は125.3kmとなり、約25%を占めております。

2. 狭あい道路の拡幅整備の基本方針

建築基準法第42条第2項道路に指定されている市道を対象として後退道路用地の拡幅工事を行う事により、市民の日常生活の利便の向上を図るとともに、より良い生活環境の整備、改善を実現します。

3. 事業期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4. 拡幅整備の対象とする狭あい道路

川西市全域の建築基準法第42条2項道路に指定されている市道を対象とします。

5. 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

狭あい道路に接する建物敷地で、道路からの敷地後退を要するものについて、後退道路用地を市に寄附される場合、寄附される土地の測量、分筆、登記および道路整備（支障物件の除却、築造、舗装等）を行います

6. 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み

事業計画表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整備延長 (m)	25	25	25	25	25
道路整備費 (千円)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
測量費 (千円)	500	500	500	500	500
総事業費 (千円)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000